

四日市市告示第169号

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第171号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
講習 や 研 修 了 が 必 要 な 資 格	建 築 ・ 設 備 ・ 土 木 関 係	車両系建設機械運転 不整地運搬車運転 高所作業車運転 フォークリフト運転 ショベルローダー等運転 玉掛け はい作業主任者技能講習 床上操作式クレーン運転 小型移動式クレーン運転 クレーンの運転の業務に係る 特別教育 ガス溶接技能者 コンクリート破砕器作業主任者 地山の掘削作業主任者・土止め支保工作業主任者 型枠支保工の組立て等作業主任者 足場の組立て等作業主任者 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 鋼橋架設等作業主任者 コンクリート橋架設等作業主任者 木造建築物の組立て等作業主任者 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 有機溶剤作業主任者 プレス機械作業主任者 ボイラー取扱 耐震継手 大口径耐震継手 特別管理産業廃棄物管理責任者	講習 や 研 修 了 が 必 要 な 資 格	建 築 ・ 設 備 ・ 土 木 関 係	車両系建設機械運転 不整地運搬車運転 高所作業車運転 フォークリフト運転 ショベルローダー等運転 玉掛け はい作業主任者技能講習 床上操作式クレーン運転 小型移動式クレーン運転 クレーンの運転の業務に係る 特別教育 ガス溶接技能者 コンクリート破砕器作業主任者 地山の掘削作業主任者・土止め支保工作業主任者 型枠支保工の組立て等作業主任者 足場の組立て等作業主任者 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 鋼橋架設等作業主任者 コンクリート橋架設等作業主任者 木造建築物の組立て等作業主任者 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 有機溶剤作業主任者 プレス機械作業主任者 ボイラー取扱 耐震継手 大口径耐震継手 特別管理産業廃棄物管理責任者

	<p>建築設備検査員（防火設備検査員）  建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者  特定自主検査事業内検査者  石綿作業主任者  ガス溶接作業者  配管用フレキ管講習  自由研削といしの取替えに係る特別教育  フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）使用作業特別教育  低圧電気取扱者特別講習  アーク溶接特別教育  登録解体工事講習  振動工具取扱い作業者特別教育  普通第一種圧力容器取扱作業主任者  労働安全衛生規則第36条に定められた特別教育（全て対象）  管理技術者  丸のこ等取扱作業従事者  認定電気工事従事者</p>		<p>建築設備検査員  建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者  特定自主検査事業内検査者  石綿作業主任者  ガス溶接作業者  配管用フレキ管講習  自由研削といしの取替えに係る特別教育  フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）使用作業特別教育  低圧電気取扱者特別講習  アーク溶接特別教育  登録解体工事講習  振動工具取扱い作業者特別教育  普通第一種圧力容器取扱作業主任者  労働安全衛生規則第36条に定められた特別教育（全て対象）  管理技術者  丸のこ等取扱作業従事者</p>
福祉関係	（略）	福祉関係	（略）
管理・その他	<p>職長・安全衛生責任者教育  安全衛生推進者養成講習  職長等に対する安全衛生教育  安全管理者  刈払機取扱作業安全衛生教育  産業廃棄物処理業（収集・運搬課程）  警備業務（特別講習に限る。）  特定粉じん作業に対する特別教育  E C D I S 講習  I G F コードの適用を受ける船舶向け基本訓練・上級訓練  伐木等の業務にかかる特別教育講習会  海上特殊無線士  警備員指導教育責任者  安全運転管理者  食品衛生責任者  甲種危険物等取扱責任者（低</p>	管理・その他	<p>職長・安全衛生責任者教育  安全衛生推進者養成講習  職長等に対する安全衛生教育  安全管理者  刈払機取扱作業安全衛生教育  産業廃棄物処理業（収集・運搬課程）  警備業務（特別講習に限る。）  特定粉じん作業に対する特別教育  E C D I S 講習  I G F コードの適用を受ける船舶向け基本訓練・上級訓練  伐木等の業務にかかる特別教育講習会  海上特殊無線士  警備員指導教育責任者  安全運転管理者  食品衛生責任者  甲種危険物等取扱責任者</p>

		引火点燃料補給訓練) 自衛消防業務講習 消防設備点検資格者			
試験合格が必要な資格	運転免許関係	(略)	試験合格が必要な資格	運転免許関係	(略)
	建築・設備・土木関係	建築士 建築施工管理技士（補） 建設機械施工技士（補） 管工事施工管理技士（補） 造園施工管理技士（補） 建築設備士 測量士（補） 舗装施工管理技術者 電気工事士 電気工事施工管理技士（補） 電気主任技術者 電気通信工事担任者 電気通信工事施工管理技士（補） 土木施工管理技士（補） エネルギー管理士 特定化学物質等作業主任者 危険物取扱者  特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 技術士 技能士 ガス溶接作業主任者 ボイラー技士 マンション管理士 下水道管路管理技士 下水管路更生管理技士 推進工事技士 地質調査技士 補償業務管理士 消防設備士 給水装置工事主任技術者 公害防止管理者 <u>下水道排水設備工事責任技術者</u> 公害防止管理者 建築物石綿含有建材調査者 解体工事施工技士（登録解体工事試験） 造園技能士 ボイラー整備士		建築・設備・土木関係	建築士 建築施工管理技士（補） 建設機械施工技士（補） 管工事施工管理技士（補） 造園施工管理技士（補） 建築設備士 測量士（補） 舗装施工管理技術者 電気工事士 電気工事施工管理技士（補） 電気主任技術者 電気通信工事担任者 電気通信工事施工管理技士（補） 土木施工管理技士（補） エネルギー管理士 特定化学物質等作業主任者 危険物取扱者 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 技術士 技能士 ガス溶接作業主任者 ボイラー技士 マンション管理士 下水道管路管理技士 下水管路更生管理技士 推進工事技士 地質調査技士 補償業務管理士 消防設備士 給水装置工事主任技術者 公害防止管理者 建築物石綿含有建材調査者 解体工事施工技士（登録解体工事試験） 造園技能士 ボイラー整備士

福祉関係	(略)	福祉関係	(略)
	衛生管理者 R C C M (シビルコンサルテ イングマネージャー) 職業訓練指導員 宅地建物取引士 日商簿記検定 ファイナンシャル・プランニ ング技能士 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 建築物環境衛生管理技術者 行政書士 キャリアコンサルタント キャリアコンサルティング技 能検定 医療機器販売・貸与管理者基 礎講習 浄化槽技術管理者 エックス線作業主任者 液化石油ガス設備士 液化石油ガス調査員講習 保安業務員 高圧ガス販売主任者 自動車整備士 自動車検査員 賃貸不動産経営管理士 医療機器修理責任技術者 <u>無人航空機操縦者技能証明          運行管理者</u> <u>管理業務主任者</u>		衛生管理者 R C C M (シビルコンサルテ イングマネージャー) 職業訓練指導員 宅地建物取引士 日商簿記検定 ファイナンシャル・プランニ ング技能士 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 建築物環境衛生管理技術者 行政書士 キャリアコンサルタント キャリアコンサルティング技 能検定 医療機器販売・貸与管理者基 礎講習 浄化槽技術管理者 エックス線作業主任者 液化石油ガス設備士 液化石油ガス調査員講習 保安業務員 高圧ガス販売主任者 自動車整備士 自動車検査員 賃貸不動産経営管理士 医療機器修理責任技術者
I T 関 係	<u>I T パスポート ( I P )</u> <u>情報セキュリティマネジメン          ト ( S G )</u> <u>基本情報技術者 ( F E )</u> <u>応用情報技術者 ( F P )</u>		

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(商工農水部商業労政課)